

○総務省令第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第九十六条並びに電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第七十三号）第三条第一項、第三項、第五項及び第六項、第五条第一項、第六条第二項並びに第七条の規定に基づき、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣 村上誠一郎

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章 略」</p> <p>第二章 「略」</p> <p>「第一節 第三節 略」</p> <p>第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条の九）</p> <p>「第五節 略」</p> <p>「第三章 第五章 略」</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第四百一条の三第二項及び第四百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理、法第九十九条の十二第一項及び第二項並びに放送法第七十八条第一項及び第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取並びに法第九十二条の二（法第四百四条の三第二項及び第四百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の法第四百四条の四第二項並びに放送法第八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額に関しては、法及び電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第七十三号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（附属の島）</p> <p>第三十六条の二 令第三条第一項に規定する総務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。</p> <p>（鉄道賃に係る鉄道）</p> <p>第三十六条の三 令第三条第一項に規定する総務省令で定める鉄道は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの</p> <p>二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの</p> <p>三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの（船賃に係る船舶）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章 同上」</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>「第一節 第三節 同上」</p> <p>第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条）</p> <p>「第五節 同上」</p> <p>「第三章 第五章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第四百一条の三第二項若しくは第四百四条の四第二項又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理及び法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第七十八条第一項若しくは第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

第三十六條の四 令第三条第三項に規定する総務省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

〔新設〕

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第三十六條の五 令第三条第五項に規定する総務省令で定める航空機は、次に掲げるものとする。

〔新設〕

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（長時間にわたる航空移動）

第三十六條の六 令第三条第六項に規定する総務省令で定める著しく長時間にわたる航空機移動は、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

〔新設〕

（宿泊料の額）

第三十六條の七 令第五条第一項に規定する総務省令で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。

〔新設〕

（旅費及び宿泊料の額の特例）

第三十六條の八 令第六条第二項に規定する総務省令で定めるやむを得ない事情は、審理手続の期日の変更及び傷病その他の総務大臣が認めたもの（次項第三号において「審理手続の期日の変更等」という。）とする。

〔新設〕

2 令第六条第二項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、令第三条第一項各号、第三項各号、第五項各号及び第七項各号に掲げる各費用について、同条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額

二 宿泊料の額並びに参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額については、当該額ごとに令第五条及び令第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該額ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の審理手続の期日の変更等による旅行の中止又は変更に伴い支給する必要があるものとして総務大臣が認めた額

第三十六条の九 参考人が居所又は旅行地以外の地（以下「居所等」という。）を出発地として旅行する場合における旅費及び宿泊料の支給額は、居所等以外の地から目的地に至る旅費及び宿泊料の額と居所等から目的地に至る旅費及び宿泊料の額を比較し、いずれか少ない額とする。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三号）の施行の日から施行する。